

労働派遣事業におけるマージン率等の公開

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象期間：令和 6 年 8 月～令和 7 年 7 月)

記

【1】 派遣料金等の明示

- | | |
|------------------------------------|----------|
| ● 令和 8 年 6 月 1 日付派遣労働者数 | 89 人 |
| ● 派遣先数（年間取引企業数） | 115 件 |
| ● 労働者派遣に関する料金の平均額（1 日 8 時間労働として計算） | 16,179 円 |
| ● 派遣労働者の賃金の額の平均額（1 日 8 時間労働として計算） | 11,523 円 |
| ● マージン率 | 28.78 % |

※マージンには、弊社が負担する法定福利費・法定外福利費・教育訓練費・事業経費などが含まれています。

【2】 法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等

- 労使協定の締結：あり（当該協定の有効期間の終期 2028 年 3 月 31 日）
- 当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：当事業所にて雇用し派遣就業しているすべての派遣労働者

以上